滝川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和7年7月29日(火) 14時00分から14時41分
- 2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
- 3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 又村克茂

委員 15名

4. 欠席委員(1人) 1名

- 5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 利用権の途中解約について(農地法第3条)
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案 5 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促 進計画の承認について
 - 10 議案6 現況証明願いについて
- 6. 農業委員会事務局職員

(会長、挨拶の後)

議 長

それでは只今から第25回農業委員会総会を開催します。

本日出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。10番 宮森委員より欠席の届が出ています。

議事日程2番、議事録署名委員は、議長において指名してよろしいで すか。

各 委 員

(異議なしの声あり)

議長

本日の議事録署名委員に12番 中村委員、14番 山口委員を指名いたします。

議事日程3番、会期の決定について、会期は本日限りとすることでよ ろしいですか。

各 委 員

(異議なしの声あり)

議 長

会期は本日限りといたします。

議事日程4番、報告第1号一般事務報告について、事務局に説明を求めます。

説明員

報告第1号一般事務報告について説明します。

(報告第1号、資料により報告)

議長

説明が終わりました質疑意見を求めます。

各 委 員

(なしの声あり)

議長

なしということで質疑意見を終了いたします。

報告第1号については、報告済・承認とします。

議事日程5番、議案第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局に説明を求めます。

説 明 員

議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は3件です。江部乙地区の土地改良事業に伴い新地番に変更になったことから解約するものです。引き続き新しい地番で継続して耕作します。

1番、2番、江部乙町 番 の内他1筆、 さんと さんの農業公社 通しの転貸の解約です。

2番、江部乙町 番 他5筆、 さんと さんの解約です。

以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長┃ 説明が終わりました。質疑意見を求めます。

各 委 員 (なしの声あり)

議 長 なしということで質疑意見を終了いたします。

議案第1号について、原案のとおり可とすることでよろしいですか。

各 委 員┃ (異議なしの声あり)

議 長 議案第1号について、原案のとおり決定とします。

議事日程6番、議案第2号、利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。議事日程7番、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。

説 明 員 議案第2号、利用権の中途解約の届出について説明します。

今月は1件です。江部乙地区の土地改良事業に伴い、新地番に変更になったことから農地法第3条使用貸借を解約するものです。引き続き新しい地番で継続して耕作します。

1番、江部乙町 番 他1筆、 さんと さんの解約です。

本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑意見を求めます。

各 委 員 (なしの声あり)

長

議

質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、原案のとおり可 とすることでよろしいですか。

各 委 員┃ (異議なしの声あり)

議 長┃ 議案第2号については原案のとおり決定といたします。

議事日程7番、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。

説 明 員 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明しま

す。今月は、3件です。

1番、江部乙町 番 の内他3筆、地目「田」、11,794.51 ㎡、 んから さんへの賃貸借です。10a 当り、750 円で総額 9,000 円で賃貸借 します。これまで農用地利用集積計画で賃貸借していたものです。当初 所有者の さんが亡くなった時点で相続放棄し、妹の さんが相続人代 表を務める形で農地の管理を行っておりましたが、さんも死亡し、実 子がいなかったため、再び固定資産税の請求が来るのでその分を払って ほしいとの意向で、更新することとなったのですが、固定資産の請求に 併せて支払っていることや本人の傷病もあり、金銭面で振り回されるこ とが多いため中間管理事業で貸すよりも直接相対の方がよいと判断し、 3条としたものです。

2番から3番までは、江部乙西地区の土地改良事業の完了に伴い新地 番に変更になったことから引き続き貸借するものです。

2番、江部乙町 番 他3筆、 さんと の賃貸借です。地目 「田」、37,649 ㎡、10a 当り、11,500 円です。

3番、江部乙町 番他3筆、地目「田」、15,260 ㎡、「畑」176 ㎡、 さんと さんの使用貸借です。

議 長

説明が終わりました。質疑意見を求めます。

各 員

長 議

(なしの声あり)

質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、原案のとおり可 とすることでよろしいですか。原案のとおり可とすることでよろしいで すか。

各 委 員

議 長 (異議なしの声あり)

議案第3号については原案のとおり決定といたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議事日程8番議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請 員┃について事務局に説明を求めます。

説 明

> 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明 いたします。今月は所有権移転4件です。

1番、朝日町東4丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受 人 さん。転用面積 132 ㎡。第1種低層住居専用地域です。転用目的は 雪捨場としてです。

別添3号参考資料に位置図、施設の概要を、議案4号備考欄に工期を 記載しておりますのでお目通し願います。

2番、朝日町東4丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受 人 さん。転用面積54㎡。第1種低層住居専用地域です。転用目的は雪 捨場としてです。

別添3号参考資料に位置図、施設の概要を、議案4号備考欄に工期を 記載しておりますのでお目通し願います。

3番、二の坂町東 丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 334 ㎡。第1種中高層住居専用地域です。転用目的は一般住宅の建築としてです。

別添3号参考資料に位置図、施設の概要を、議案4号備考欄に工期を 記載しておりますのでお目通し願います。

4番、朝日町東 丁目 番 、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受 人 さん。転用面積 303 ㎡。第1種低層住居専用地域です。転用目的は 一般住宅の建築としてです。

別添3号参考資料に位置図、施設の概要を、議案4号備考欄に工期を 記載しておりますのでお目通し願います。

説明は以上です。

議長

ご審議のほどよろしくお願いします。

委 員

説明が終わりました質疑、意見を求めます。

説明員

1番と2番の位置関係について質問します。

1番と2番は背合わせになっていて、そこに1番と2番の申請の土地があります。1番は家の裏側へ雪を押込み、2番はその敷地に屋根の雪を落雪させます。

議 長

各 委 員

他に質疑、意見はありますか。

議 長

(なしの声あり)

各 委 員

議 長

質疑、意見を終了いたします。議案第4号許可申請は許可相当とする ことで、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第4号については、原案のとおり決定といたします。

議事日程9番、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に 基づく農用地利用集積等促進計画の承認について事務局に説明を求めま す。

説 明 員

議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が6件、所有権移転が12件です。

1番、2番、北滝の川 番他3筆、地目「田」、15,375 ㎡、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は1年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。今年度貸借人である さんが売買が希望しており、手続きを進めていたところだったのですが、所有者の さんが6月に亡くなり相続等に時間がかかり、今年度の売却が難しくなったことから1年だけ賃貸借し、相続完了後の来年度に売買を進めることから短期での貸借となったものです。

3番、4番、江部乙町 番他2筆、地目「田」、30,572 ㎡、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は1年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。江部乙西地区の土地改良事業の完了に伴い新地番に変更になったことから引き続き貸借するものです。来年度以降は さんが耕作をすることから短期の契約となっています。

5番、6番、江部乙町 番 、地目「田」、7,307 ㎡、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。農用地利用集積計画の期間満了に伴い、中間管理事業で引き続き貸借の更新を行うものです。

次に所有権移転になります。

7番、8番、江部乙町 番 、地目「田」面積10,000 ㎡、 さんから 北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転です。 さん の農業廃業及び老齢による農地の維持管理困難なことから貸借人である さんへの農地の売却を行うものです。売買価格 3,800,000 円、10a 当り 380,000 円です。

9番、10番、北滝の川 番他1筆、地目「田」13,325㎡、「畑」836㎡、 さんから北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転です。 さんの農業廃業及び老齢による農地の維持管理困難なことから貸借人である さんへの農地の売却を行うものです。売買価格3,597,000円、10a当り270,000円で畑については面積が小さいことから込みで一緒に付けます。

11番、12番、南滝の川 番 他3筆、地目「田」面積10,478㎡、 さんから北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転で す。 さんの農業廃業及び老齢による農地の維持管理困難なことから貸 借人である さんへの農地の売却を行うものです。売買価格2,829,000 円、10a 当り270,000 円です。

13番、14番、北滝の川 番他1筆、地目「田」面積17,032㎡、 さんから北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転です。 さんの農地集約に伴い、遠隔地の農地を農地の維持管理困難なことから貸借人である さんへの農地の売却を行うものです。売買価格3,576,000円、10a当り210,000円です。

15番、16番、北滝の川 番 他5筆、地目「田」面積33,204㎡、 さんから北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転で す。 さんの農地集約に伴い、遠隔地の農地を農地の維持管理困難なこ とから貸借人である さんへの農地の売却を行うものです。売買価格 6,972,000円、10a当り210,000円です。

17番、18番、東滝川 494番1他1筆、地目「田」面積 26,278 ㎡、さんから北海道農業公社を通して さんへの即売による所有権移転です。 さんの農地集約に伴い、遠隔地の農地を農地の維持管理困難なことから貸借人である さんへの農地の売却を行うものです。売買価格の42,000円です。 N. L. で業門は はよります。

議 長 6,043,000 円、10a 当り230,000 円です。以上で説明を終わります。

7

説明が終わりました。先に議案5号所有権移転申請番号11番から14 員 番を除く14件の質疑意見を求めます。 委 説 金額の基準について、農業委員会事務局は何か助言をしているのか。 明 員 概ね過去10年間の近隣の取引価格を示しています。また、場合によっ ては、地域の農業委員さんの意見も伺っています。 議 長 各 他に質疑、意見はありますか。 委 員 (なしの声あり) 議 長 質疑、意見を終了いたします。所有権移転申請番号11番から14番を 除く14件について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいです 各 委 員┃か。 長 (異議なしの声あり) 所有権移転申請番号 11 番から 14 番を除く 14 件について、原案のとお り決定といたします。 次に申請番号 11 番から 12 番については、農業委員会法第 31 条に基づ き、 委員の退席をお願いします。(退出 14:27) 委 申請番号11番から12番についての質疑、意見を求めます。 各 員 (なしの声あり) 議 長 申請番号11番から12番について許可申請は許可相当とすることで、 員┃よろしいですか。 各 委 議 長 (異議なしの声あり) 議案第5号申請番号11番から12番については原案のとおり決定とい たします。 委員の入室をお願いします。 (入室 14:28) 次に申請番号13番から14番については、農業委員会法第31条に基づ き、 委員の退席をお願いします。 (退出 14:29) 各 委 員 申請番号 13 番から 14 番についての質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 議 長 申請番号13番から14番について許可申請は許可相当とすることで、 委 員┃よろしいですか。 各

議長

(異議なしの声あり)

所有者は さん。

議案第5号申請番号13番から14番については原案のとおり決定といたします。

委員の入室をお願いします。(入室 14:30)

説 明 員

議事日程10番、議案第6号現況証明願いについての説明を求めます。 議案第6号、現況証明願について説明いたします。今月は5件です。 1番、江部乙町 番 、番 、面積は597㎡、21,997㎡。

現況は 番 は「畑」ですが、登記地目が「宅地」になっていること、 番 は、一部宅地で課税されていたが、現在「畑」であることから地目変更を行うため現況証明願の届出となりました。

2番、江部乙町 番 、 番 、面積は597 m²、21,997 m²。 所有者は さん。

現況は「畑」ですが、登記地目が「宅地」になっているので、地目変 更を行うため現況証明願の届出となりました。

3番、江部乙町 番 、 番 、面積は219 m²、1918 m²、713 m²。

所有者は さん。

現況は「畑」ですが、登記地目が「堤」になっているので、地目変更 を行うため現況証明願の届出となりました。

4番、朝日町東 丁目 番 、 番 、面積は303 ㎡、302 ㎡。 所有者は さん。

現況は「宅地」で課税されていますが、登記地目が「田」になっているので、地目変更を行うため現況証明願の届出となりました。

5番、江部乙町 番 、 番 、面積は854 m²、702 m²。 所有者は さん。

現況は「田」ですが、その一部に登記地目が「雑種地」になっている個所があるので、地目変更を行うため現況証明願の届出となりました。

現地確認は、備考欄に記載する日付にて農業委員さんのご協力のもと

実施いたしました。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。議案第6号について質疑意見を求めます。

各 委 員 (なしの声あり)

議 長 質疑、意見を終了いたします。議案第6号について、許可申請は許可

相当とすることでよろしいですか。

各 委 員 (異議なしの声あり)

議 長 議案第6号について、原案のとおり決定とします。

それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願

いいたします。

(各推薦委員から事務連絡あり)

議 長 その他、事務局からお願いいたします。

説 明 員 (行事日程について資料に基づき報告)

議 長 第 26 回総会は8月 28 日 14 時からで決定します。

以上をもちまして、第25回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さんご苦労さまでした。(14:41)